

随意契約理由書

件 名	海岸線乗客案内放送設備点検整備
契 約 の 相 手 方	近鉄電気エンジニアリング株式会社
根 拠 法 令	地方公営企業法施行令第21条の14 第1項 第2号に該当

随意契約の理由

海岸線乗客案内放送設備は、列車が安全かつ確実に運行を行うために重要な通信設備であり、直接列車の運行、乗客サービスに影響するため常に良好な状態を維持しなければならない。したがって、国土交通省令に基づく整備要項を定めて点検と整備を実施する。

本装置の主たる点検整備の内容は、放送設備の各機器仕様に基づく性能確認、総合動作試験及び機器整備であり、装置を開発、製作したメーカーが独自に定めた基準による判定が必要である。また、その作業は放送設備の技術者として本装置に精通した者が担当しなければならない。

上記業務の条件を満たすことができるのは、海岸線乗客案内放送設備の製作・施工・納入した、「近鉄電気エンジニアリング株式会社」だけである。

以上により上記業者と随意契約を行なう。

担当部署 (問合せ先)	交通局 高速鉄道部 電気システム課 (電話番号 791-9729)
----------------	-----------------------------------